

目 次

津市規則

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市告示

建築物に係る中間検査の特定工程等の指定

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定

令和6年度労働報酬下限額

都市の低炭素化の促進に関する法律に係る低炭素建築物新築等計画の認定に関する告示

公示送達

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

公示送達

令和6年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

放置自転車の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証の無効告示

公示送達

公示送達

自動車臨時運行許可番号標失効

公示送達

津市公告

津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の換地計画の縦覧

令和6年2月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

負傷動物の収容

道路位置の廃止

地域計画案の縦覧

津市上下水道事業告示

津市単独公共下水道（棕本処理区）事業計画変更案に係る事前縦覧

津市単独公共下水道（中央処理区）事業計画変更案に係る事前縦覧

津市単独公共下水道（浜田処理区）事業計画変更案に係る事前縦覧

公共下水道の供用及び下水の処理の開始

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 2 号

津市建築基準法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市建築基準法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 9 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項の表政令第 1 6 条第 3 項第 1 号に掲げる昇降機の項中「設置者が」の次に「前回の報告をした日（初回の報告にあつては、）」を加え、「受けた日」を「受けた日）」に改め、「前月の初日から」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 1 0 条の 2 第 1 項中「築造主が」の次に「前回の報告をした日（初回の報告にあつては、）」を加え、「受けた日」を「受けた日）」に改め、「前月の初日から」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項を同条第 2 項とする。

第 1 8 条第 1 項の表に次のように加える。

政令第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項若しくは第 7 項又は政令第 1 3 7 条の 1 6 第 2 号の規定による認定	省令第 1 条の 3 第 1 項の表 1 の（い）項に規定する付近見取図、配置図及び各階平面図並びに同表（ろ）項に規定する 2 面以上の立面図及び 2 面以上の断面図
---	---

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第 3 5 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 4 条の 1 1 の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示の規定は、法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請に係る建築物（平成 1 8 年 1 月 1 日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。ただし、3 の項(2)の規定については、法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請に係る建築物（令和 3 年 7 月 1 日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。

令和 6 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 中間検査を行う区域

本市の区域全域

2 中間検査を行う期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

- (1) 新築（改築を含む。）の建築物で、法第 2 7 条第 1 項第 1 号、第 2 号（法別表第 1 (2)項から(4)項までに係る部分を除く。）又は第 3 号に該当するもの
- (2) 新築（改築を含む。）の建築物で、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）の床面積の合計が 5 0 平方メートルを超えるもの又は一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）が 2 階以上の階にあるもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事（中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含むものに限る。）

の工程に係るものとする。

また、附属建築物（居室を有するものに限る。）のみが中間検査の対象となる場合の特定工程及び特定工程後の工程については、当該附属建築物の工事の工程に係るものとする。

	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
(1)	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(2)	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事
(4)	木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事（桝組壁工法及びプレハブ工法にあっては屋根工事及び耐力壁の工事）	壁の外装工事及び内装工事並びに小屋組及び構造耐力上主要な軸組（桝組壁工法及びプレハブ工法にあっては小屋組及び耐力壁）を覆う工事

(注) 1 2以上の構造を併設している場合は、エキスパンションジョイント等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含む部分の構造を主要な構造とみなす。

また、構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

2 階数が3以上となる木造の建築物で、最上階まで通し柱が施工される等の理由により、建築物全体の構造耐力上主要な軸組工事から屋根工事までの工事工程が連続的に行われる場合以外の場合については、上の表(1)欄（鉄骨造）の規定を準用する。

3 主要な構造が上の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

5 適用の除外

次に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第7条の3第1項第1号に規定する工程を含む建築物
- (2) 法第18条の適用を受ける建築物
- (3) 法第68条の20第1項に規定する認証型式部材等である建築物
- (4) 法第85条第6項又は第7項の許可を受けた建築物（一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る。）を有し、階数が2以下の建築物に限る。）
- (5) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- (6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第7条の3第1項第2号に規定する工程に相当する箇所の工事完了時に、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が検査を行い、同法第3条の2第1項に規定する評価方法基準に適合することが同機関から交付される検査報告書により確認できる建築物

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（令和4年6月10日津市告示第182号）は、廃止する。

津市告示第 3 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社 K & K ファミリー
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所ハート 3
- 3 事業所の所在地
津市一志町田尻 1 0 7 番地
- 4 指定年月日
令和 6 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

津市告示第 3 7 号

令和 6 年度労働報酬下限額を定めたので、津市公契約条例（平成 2 9 年津市条例第 2 2 号）第 6 条の 2 第 3 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 6 年度労働報酬下限額 1 , 0 4 7 円

津市告示第 3 8 号

都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による基準の適合性を審査する機関、同基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法の指定を次のように定め、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、令和 5 年津市告示第 4 1 号は廃止する。

令和 6 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号。以下「法」という。）第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）の適合性を審査する機関を第 1 に、津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）別表第 1 4 に規定する認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法を第 2 に、同条例別表第 1 4 に規定する法第 5 4 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第 3 に定める。

第 1 認定基準の適合性を審査する機関は、次に掲げる機関とする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関（以下単に「登録住宅性能評価機関」という。）
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下単に「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
- 3 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度（以下単に「BELS」という。）に基づく、建築物に係るエネルギー消費性能の評価を実施する機関（以下単に「評価機関」という。）

第 2 認定基準又は認定基準と同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

- 1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住宅の用途に供する部分のみを評価する場合 次のいずれかに該当する書面
 - (1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録住宅性能評価機関が交付する、品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）

(3) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

2 1以外の場合 次のいずれかに該当する書面。ただし、複合建築物の全体が評価対象の場合については(3)又は(4)とする。

(1) 登録住宅性能評価機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関が、認定基準に適合するものとして交付する適合証

(4) 評価機関が交付するBELSに基づく評価書（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した評価を受けたものに限る。）

第3 簡易な評価方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める評価方法とする。

1 共同住宅等（共用部分がないものに限る。）又は複合建築物の共同住宅等の部分（共用部分がないものに限る。）が評価対象の場合 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年1月29日経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

2 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分が評価対象の場合 基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)の規定に基づく評価方法

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書、充当通知書、令和４年度及び令和５年度国民健康保険料督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和6年3月8日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○○○○○○○○○ ○○	○○○ ○	差押調書（謄本）、配 当計算書、充当通知書、 令和４年度及び令和５ 年度国民健康保険料督 促状

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和6年3月8日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○○○○ ○○○○	○ ○○	差押調書（謄本）、配 当計算書及び充当通知 書

津市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年12月11日付けで認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月8日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

安濃区自治会

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

下記の者の国民健康保険差押調書謄本、配当計算書及び充当通知書は、住所
居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和３３年法
律第１９２号）第７８条において準用する地方税法（昭和２５年法律第２２６
号）第２０条の２の規定により公示送達する。

令和6年3月11日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇	
〇	〇 〇〇〇〇〇〇〇	

津市告示第 4 3 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる地域
政策財務部資産税課	津市全域
政策財務部資産税課分室	
河芸総合支所市民福祉課	河芸地域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃地域
美里総合支所市民福祉課	美里地域
安濃総合支所市民福祉課	安濃地域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲地域
一志総合支所市民福祉課	一志地域
白山総合支所市民福祉課	白山地域
美杉総合支所市民福祉課	美杉地域

2 縦覧期間

令和 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 4 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	4	令和 6 年 2 月 1 3 日
本町地内	1	令和 6 年 2 月 2 0 日
大門地内	1	令和 6 年 2 月 2 7 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 4 5 号

下記の国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

令和 6 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9 9 4 2 7 7	令和 5 年 1 0 月 1 日	令和 6 年 2 月 8 日

津市告示第 4 6 号

下記の者の国民健康保険料滞納処分停止通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇〇	国民健康保険料滞納処分停止通知書

津市告示第 4 7 号

下記の者の国民健康保険料滞納処分停止通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 7 8 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇〇	国民健康保険料滞納処分停止通知書

津市告示第48号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成18年津市規則第39号）第7条の規定に基づき、失効した番号標について次のとおり告示する。

令和6年3月15日

津市長 前 葉 泰 幸

自動車臨時運行許可番号標

三重 20-20 津

三重 20-52 津

三重 20-60 津

津市告示第 4 9 号

下記の者の市民税県民税督促状は、住所及び居所が明らかでなく送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	令和 3 年度市民税県民 税督促状第 4 期及び令 和 4 年度市民税県民税 督促状第 4 期

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 23 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 88 条第 2 項の規定により、津都市計画事業津駅前北部土地区画整理事業の換地計画を公衆の縦覧に供しますので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 55 条の 2 において準用する同令第 3 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧期間

令和 6 年 3 月 11 日から同月 24 日まで

2 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 縦覧場所

津市上浜町一丁目 39 番地 2

津市都市計画部津駅前北部土地区画整理事務所

津市公告第 2 4 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 5 6 号）
附則第 5 条の規定により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和
5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項に基づき、津市農用地利用集積計画を定
めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

令和 6 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 25 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和 6 年 3 月 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町一色字石橋 10 番 1 の一部ほか 5 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市郡山町 663 番 1288
松尾 浩司

津市公告第 2 6 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 5 条第 3 項の規定に基づく負傷動物の引取りについて通知がありましたので公告します。

令和 6 年 3 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 負傷動物の特徴

収容日	保護した場所	動物種及び種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
令和 5 年 3 月 7 日	津市芸濃町棕本	猫（雑種）	三毛短	メス	中	9 1 日以上	左耳カットあり

2 収容期間 令和 6 年 3 月 1 3 日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

三重県津保健所衛生指導課

電話番号 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 27 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の廃止を承認したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成 18 年津市規則第 199 号）第 13 条第 4 項の規定により次のとおり公告します。

令和 6 年 3 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定道路

- 1 幅員 4.5 メートル
- 2 延長 120.0 メートル
- 3 地名地番 津市河芸町上野字藤ノ木 850 番 1、851 番 1、852 番 1
及び 853 番 1

津市公告第 28 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画を定めますので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和 6 年 3 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和 6 年 3 月 14 日から令和 6 年 3 月 27 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒514-8611

津市西丸之内 23 番 1 号

FAX 番号 059-229-3168

E-mail 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市上下水道事業告示第 2 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、津市単独公共下水道（棕本処理区）事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和 6 年 3 月 1 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

1 下水道事業の種類及び名称

津市単独公共下水道（棕本処理区）

2 事業の期間

平成 13 年 10 月 5 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

3 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市上下水道事業局下水道工務課

4 縦覧期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）から同年 3 月 15 日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

津市上下水道事業告示第 3 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、津市単独公共下水道（中央処理区）事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和 6 年 3 月 1 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

1 下水道事業の種類及び名称

津市単独公共下水道（中央処理区）

2 事業の期間

昭和 43 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市上下水道事業局下水道工務課

4 縦覧期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）から同年 3 月 15 日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

津市上下水道事業告示第4号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同法第4条第1項の規定により、津市単独公共下水道（浜田処理区）事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

令和6年3月1日

津市上下水道事業管理者 松下 浩 己

1 下水道事業の種類及び名称

津市単独公共下水道（浜田処理区）

2 事業の期間

平成5年12月17日から平成8年3月31日まで

3 縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道事業局下水道工務課

4 縦覧期間

令和6年3月1日（金）から同年3月15日（金）まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

津市上下水道事業告示第5号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

令和6年3月13日

津市上下水道事業管理者 松下 浩 己

1 供用及び処理を開始する年月日

令和6年3月31日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

白塚町の一部、一身田豊野の一部、栄町二丁目の一部、羽所町の一部、広明町の一部、大谷町の一部、上浜町六丁目の一部、鳥居町の一部、観音寺町の一部、渋見町の一部、河芸町上野の一部及び河芸町西千里の一部

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

上弁財町津興の一部、三重町津興の一部、藤方の一部及び垂水の一部

(3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

一志町井関の一部、一志町庄村の一部及び一志町新沢田の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域図）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

津市白塚町1592番地

志登茂川浄化センター

(2) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地5

雲出川左岸浄化センター

(3) 流域関連津市公共下水道（松阪処理区）

松阪市高須町3922番地

松阪浄化センター

6 縦覧場所

津市殿村 5 番地

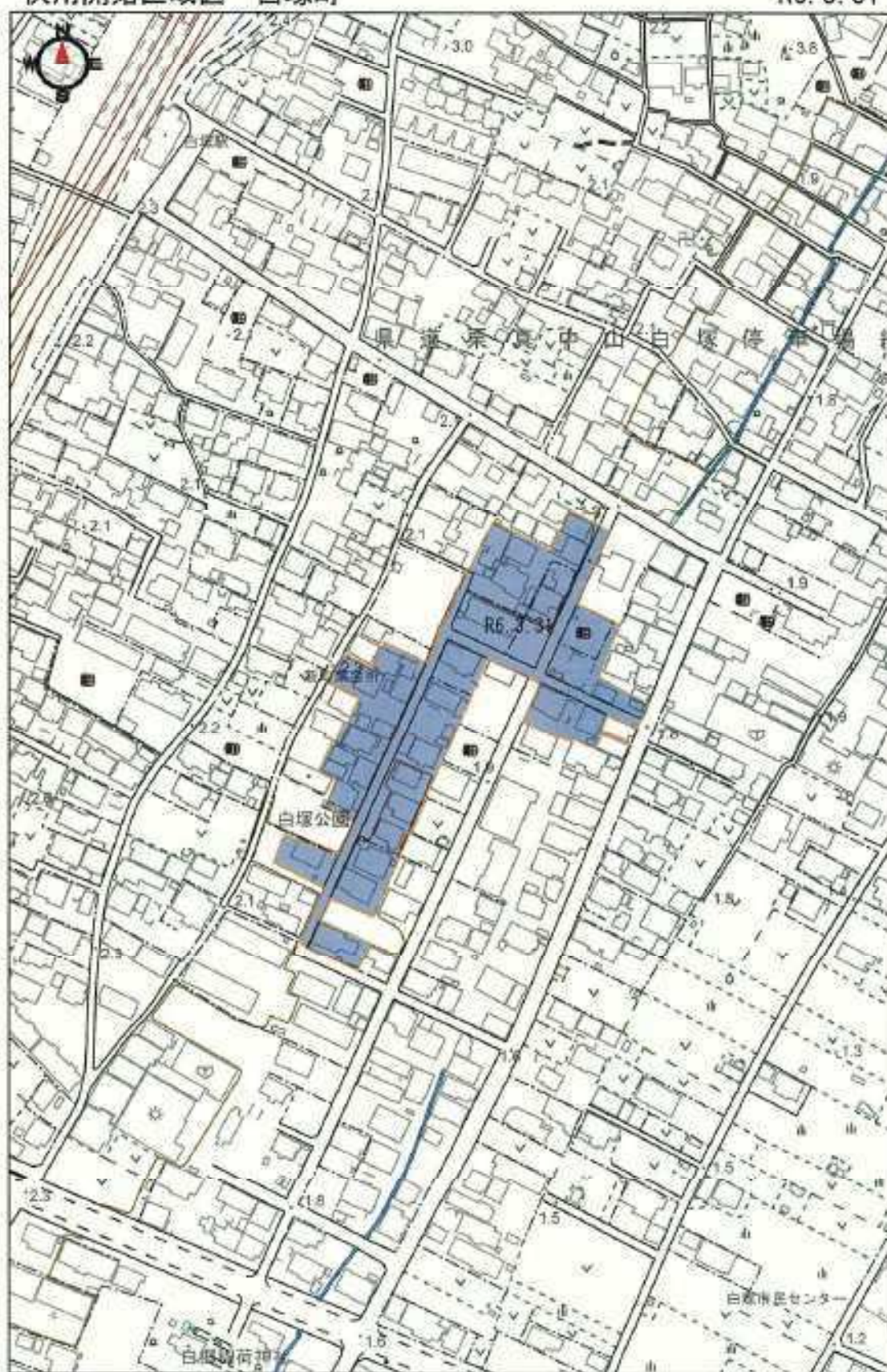
津市上下水道管理局営業課

7 縦覧期間

令和 6 年 3 月 1 5 日から同月 2 9 日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）

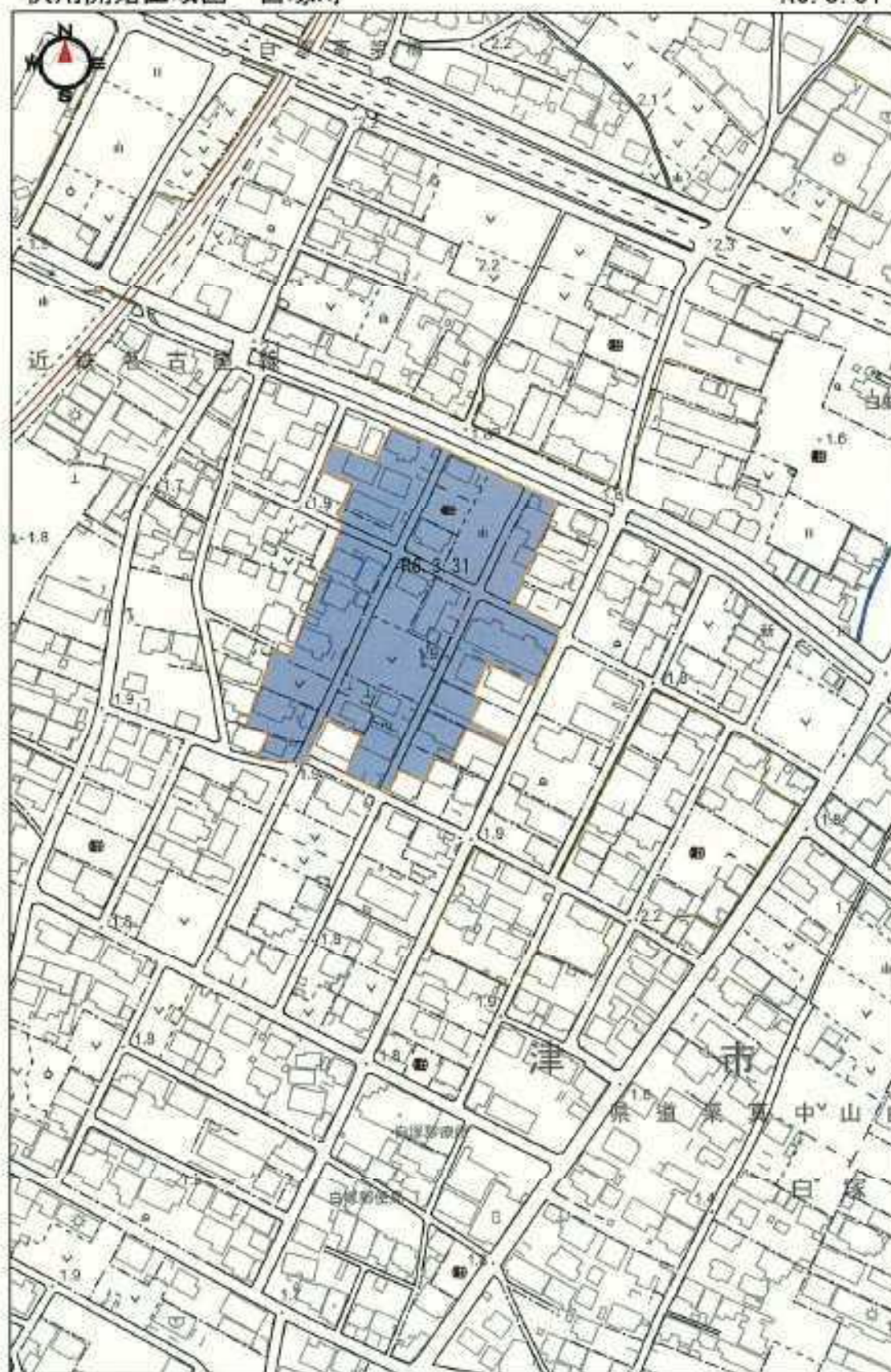
8 縦覧時間

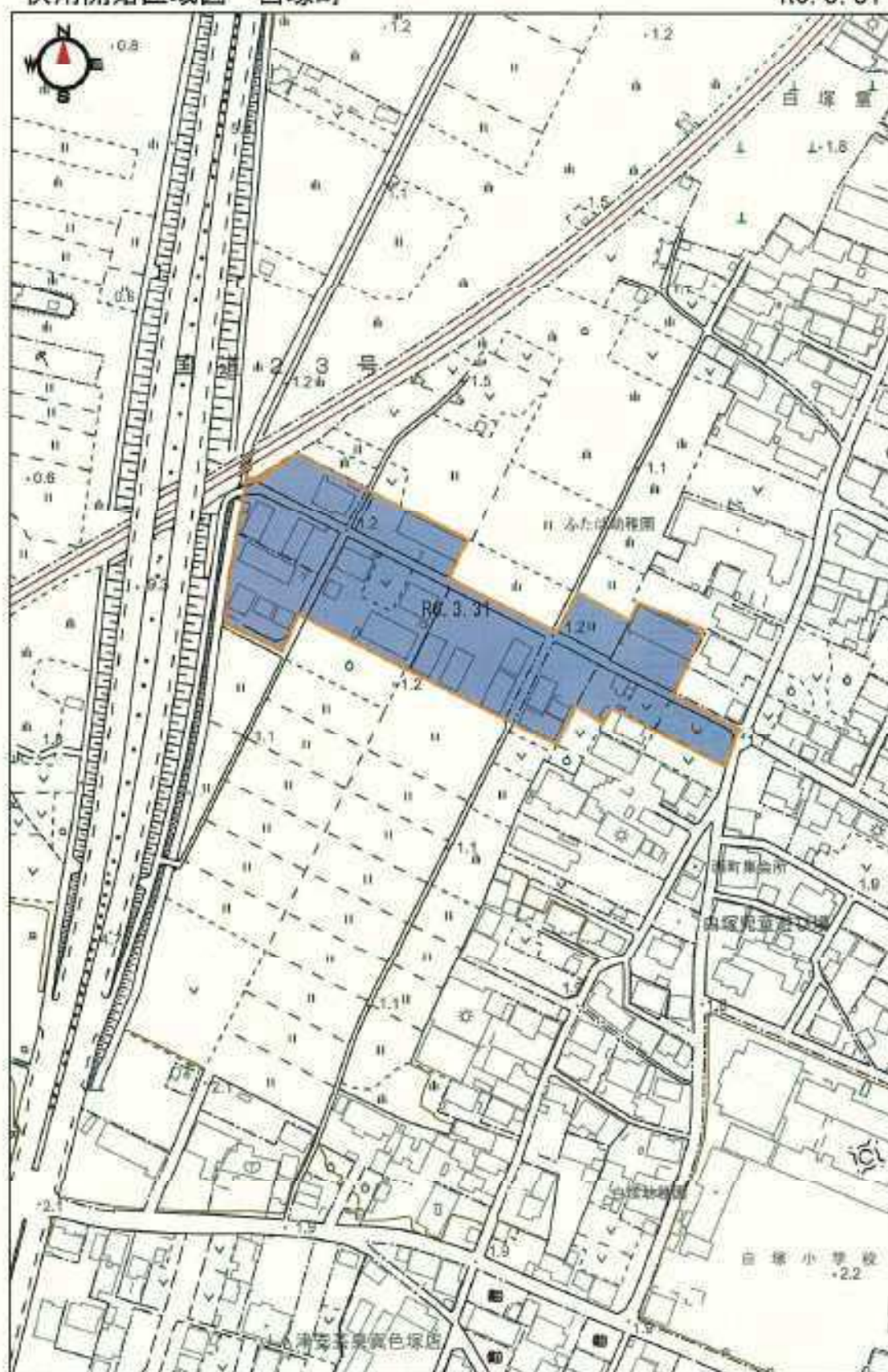
午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで



0 100m
1:2,500

津北部第2処理分区

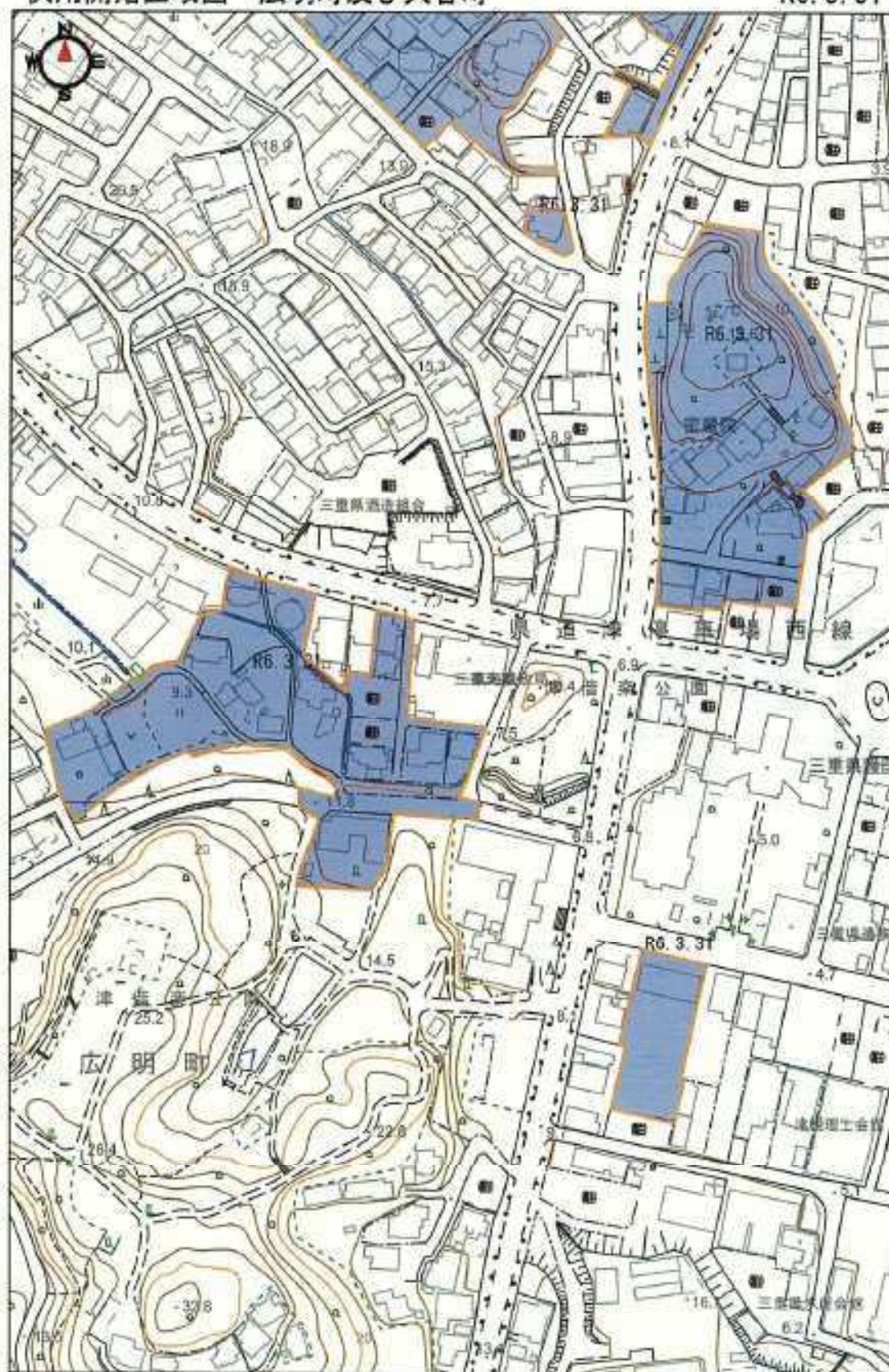






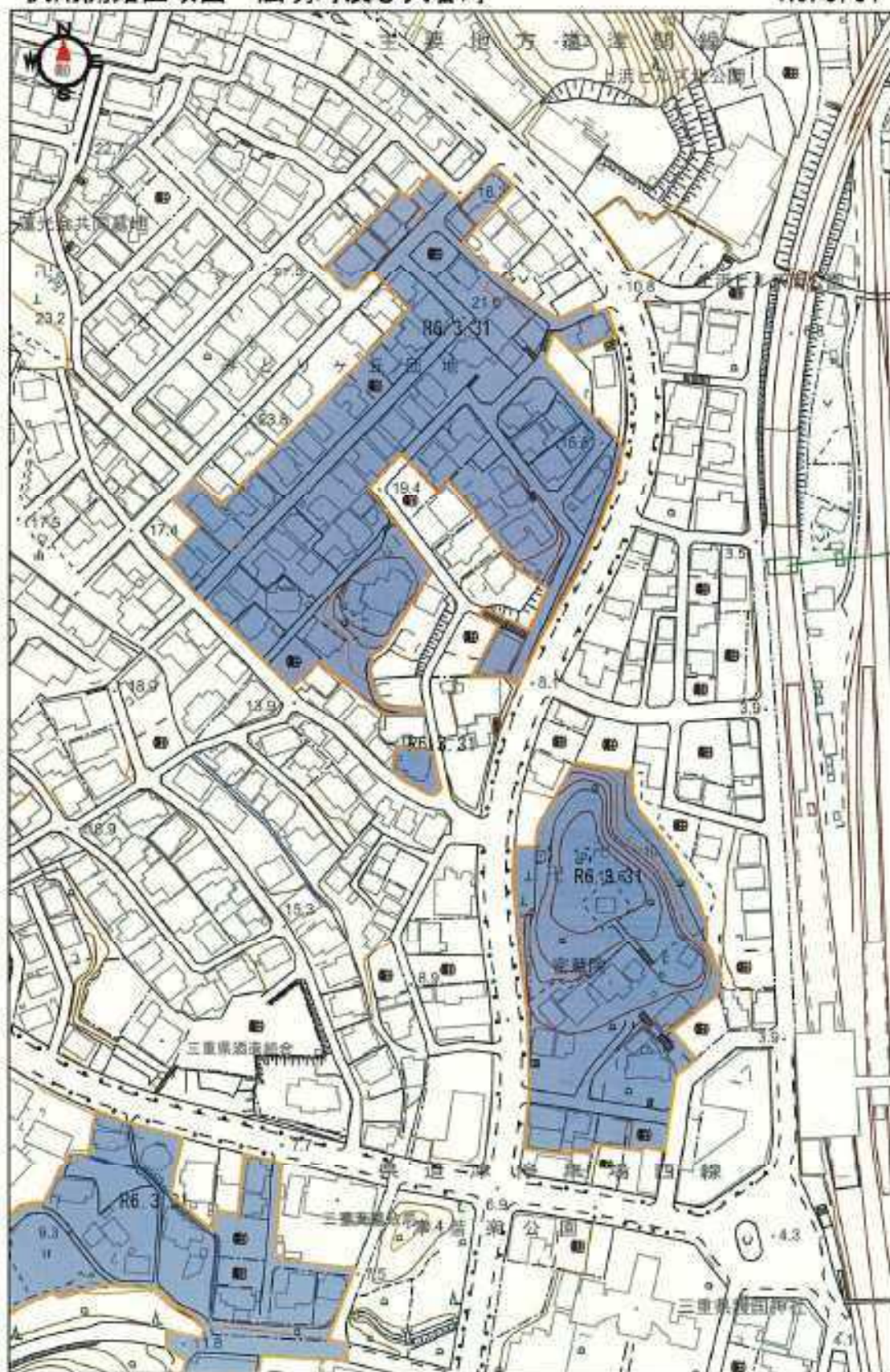
0 100m
1:2,500

津北部第13処理分区



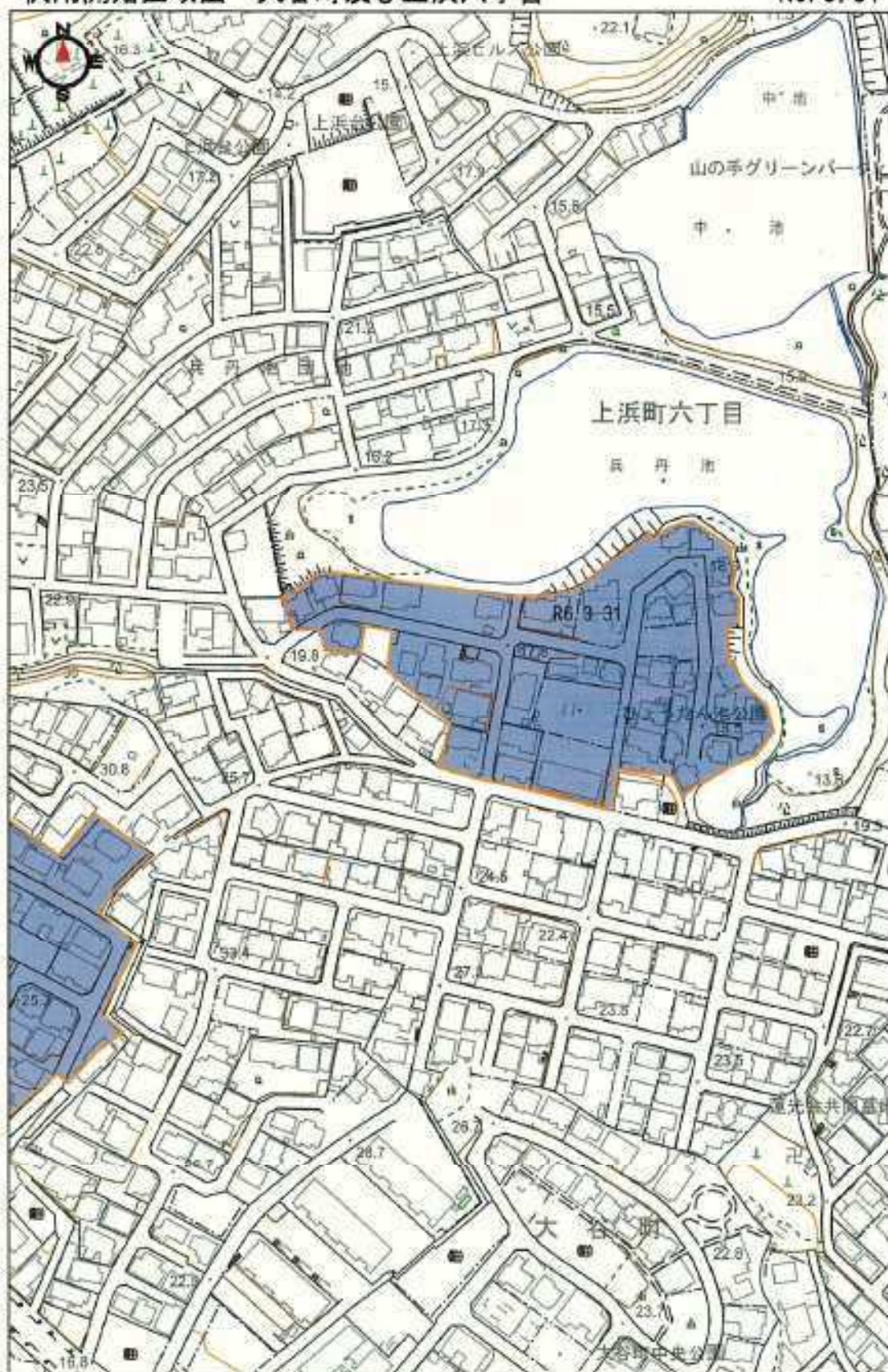
供用開始区域図 広明町及び大谷町

R6.3.31



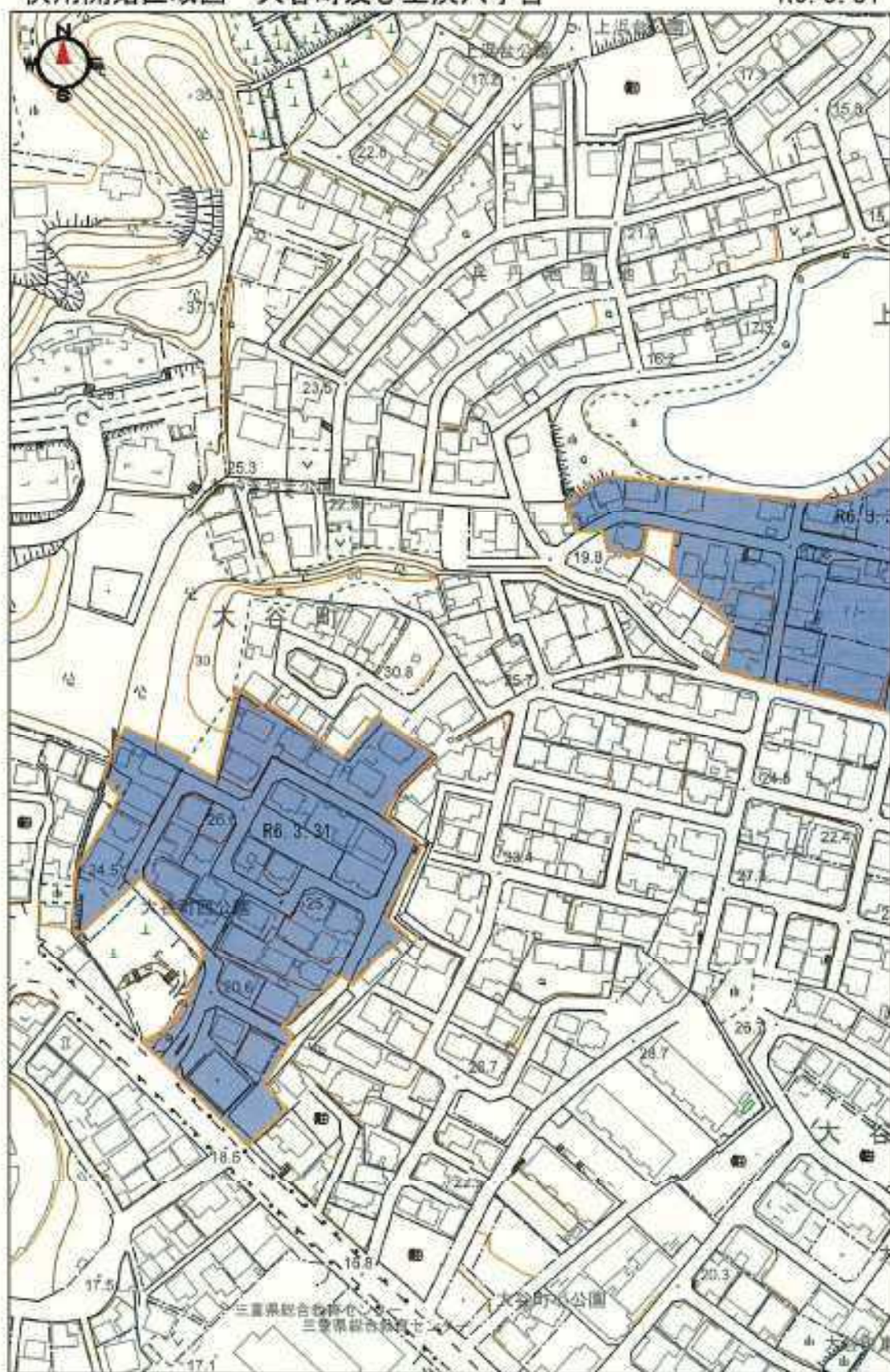
津北部第14処理分区

0 100m
1:2,500



0 100m
1:2,500

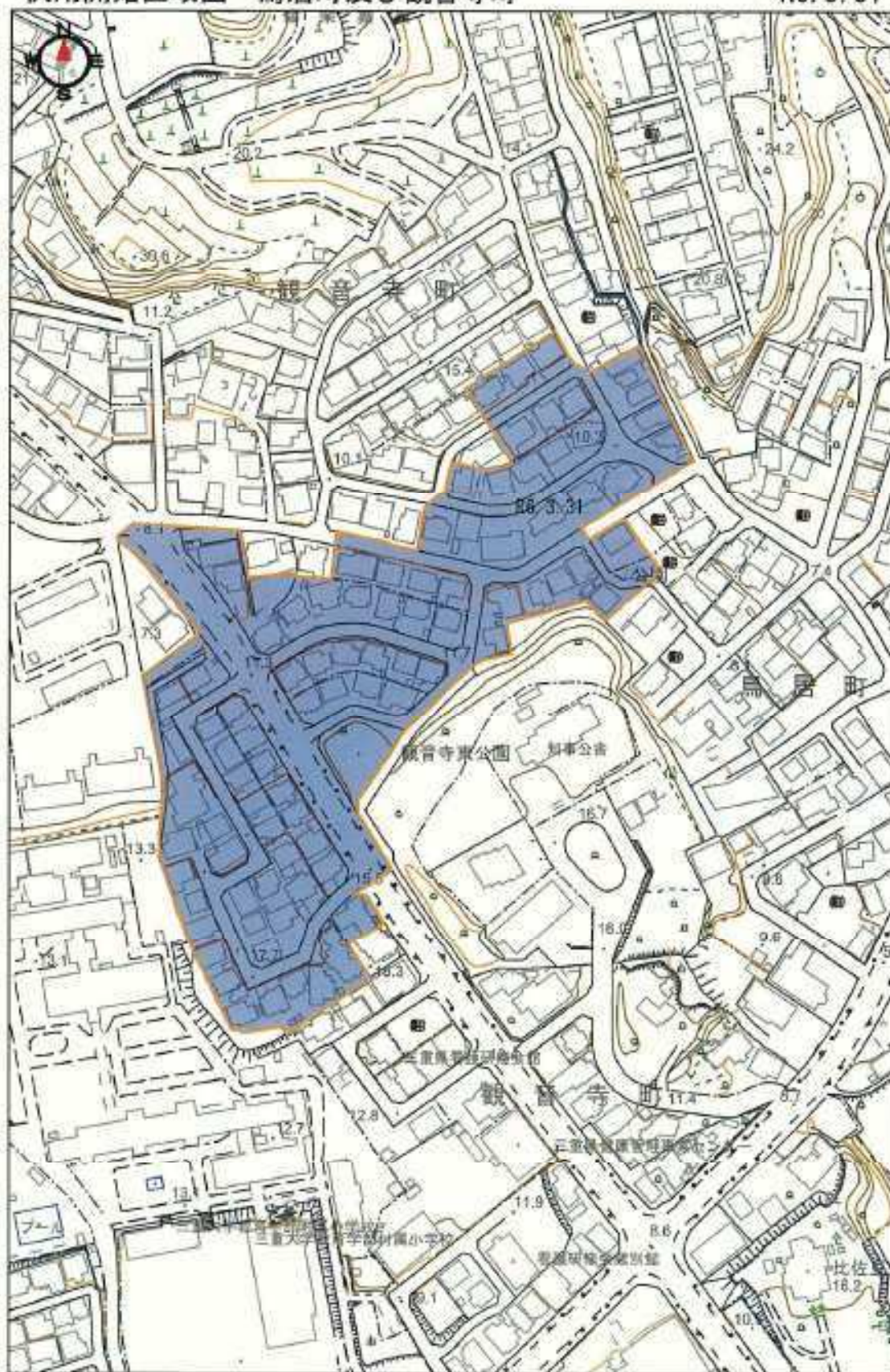
津北部第14処理分区





0 40m
1:1,000

津北部第15-1処理分区



0 100m
1:2,500

津北部第15-1処理分区及び津北部第16処理分区

供用開始区域図 洪見町

R6. 3. 31



津北部第17-1处理分区

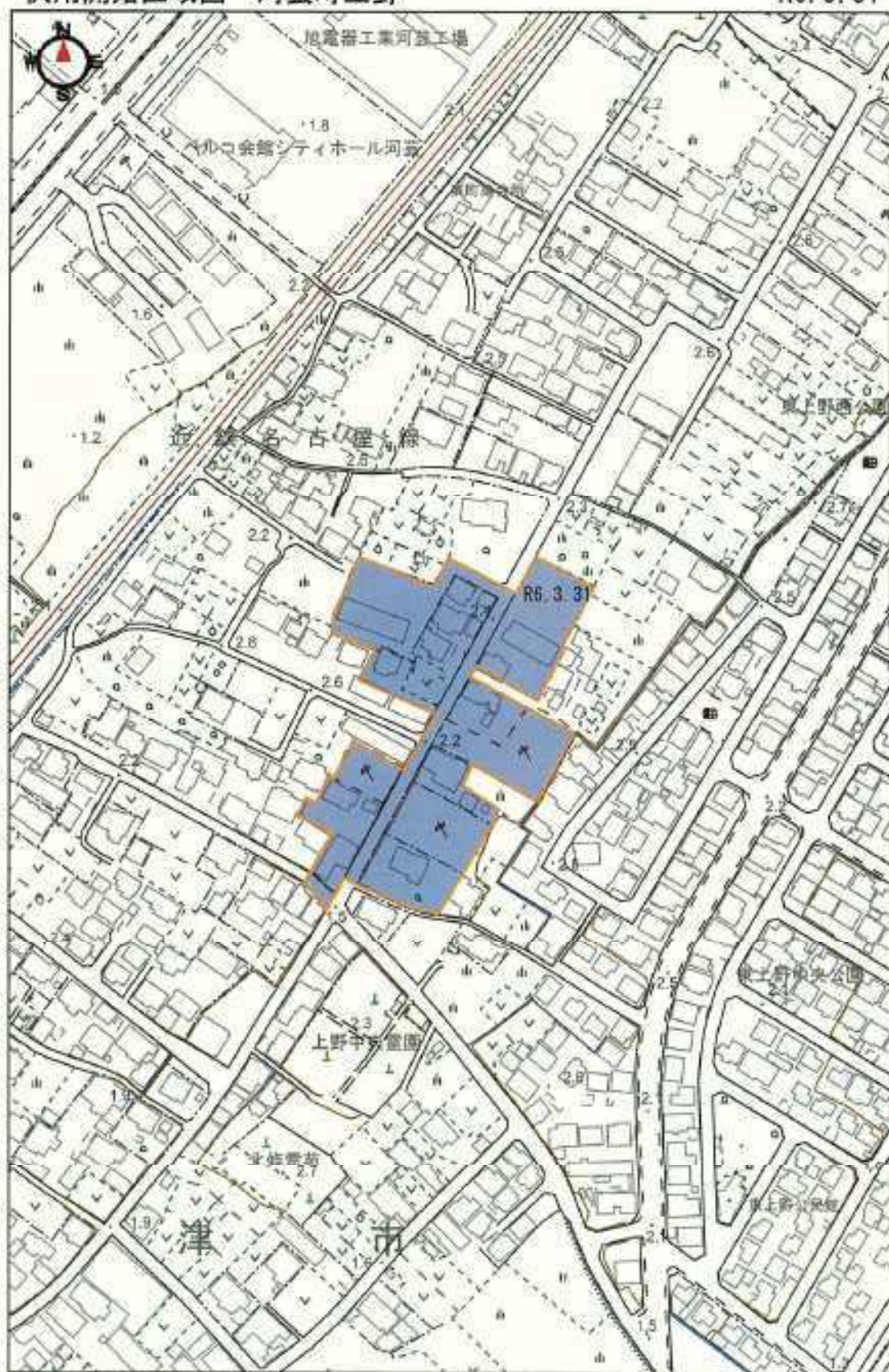


0 100m
1:2,500

津北部第17-1処理分区

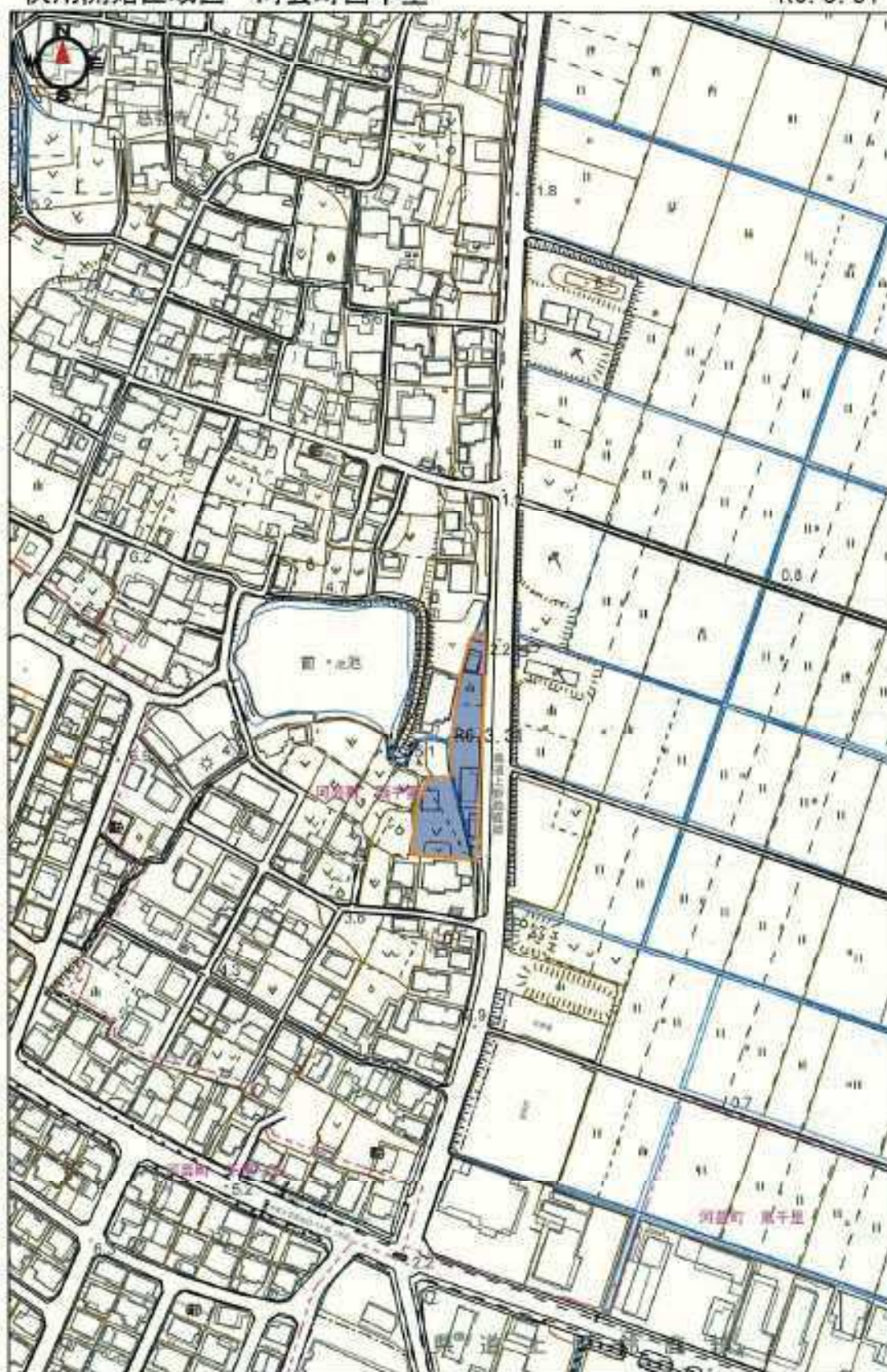
供用開始区域図 河芸町上野

R6. 3. 31



0 100m
1:2,500

中別保第2处理分区



0 100m
1:2,500

千里ヶ丘処理分区





0 100m
1:2,500

津第5-4処理分区



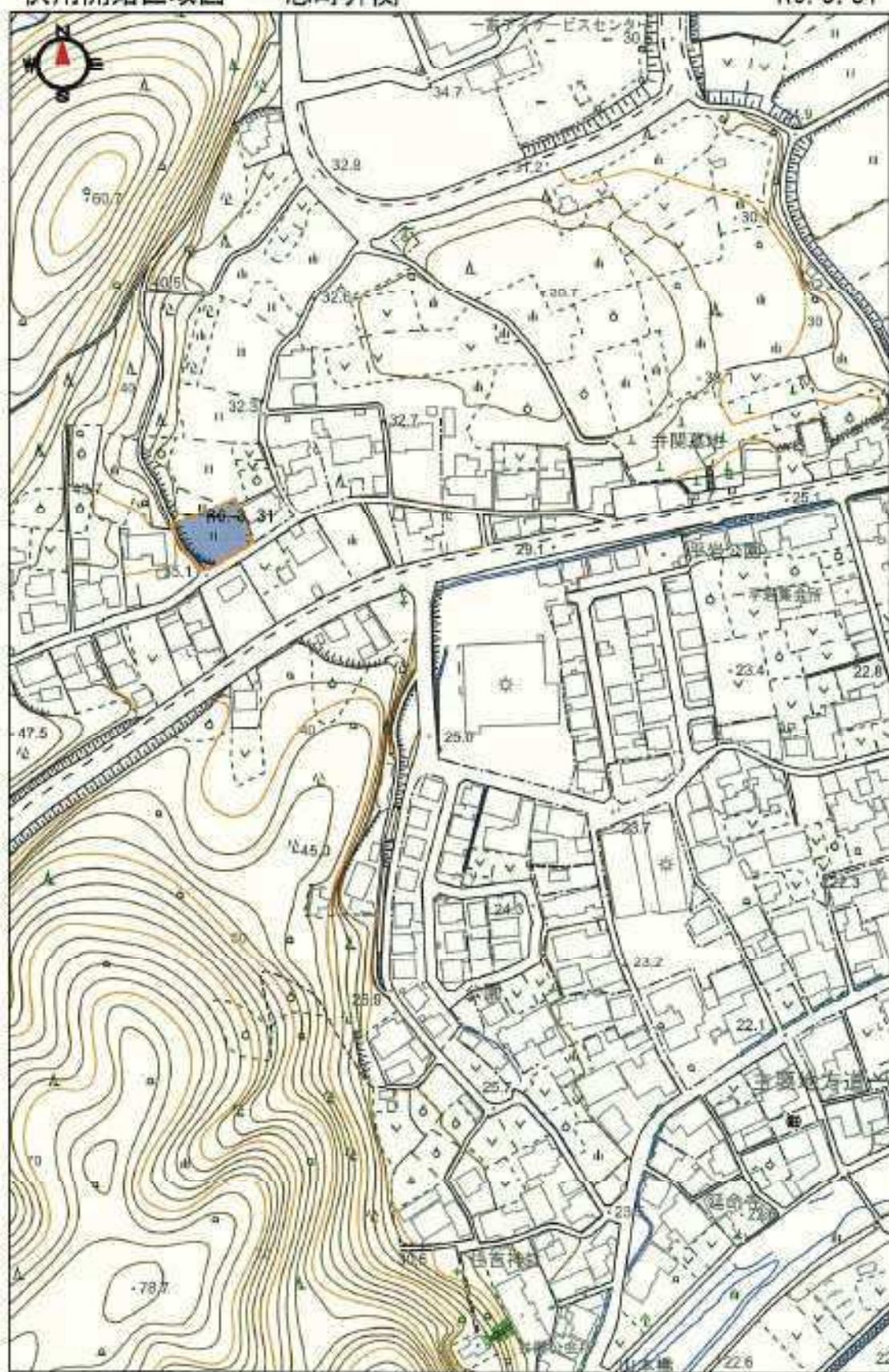
0 100m
1:2,500

津第5-2処理分区



供用開始区域図 一志町井関

R6. 3. 31



一志第3-3处理分区



津市教育委員会告示第3号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和6年3月11日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

1 招集の日時

令和6年3月18日（月） 午前10時から

2 招集の場所

津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室

3 会議の事件

- (1) 津市立学校の管理に関する規則の一部の改正について
- (2) 就学等に関する規則の一部の改正について
- (3) 津市教育委員会公印規則及び津市立幼稚園則の一部の改正について
- (4) 令和6年度津市学校運営協議会委員の任命について
- (5) 津市教育委員会公印規則の一部の改正について

津市選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

令和5年津市選挙管理委員会告示第104号は廃止する。

令和6年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 磯 部 憲 夫

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 462人 |
| 2 | 6分の1の数 | 37, 184人 |
| 3 | 3分の1の数 | 74, 367人 |